

資料1-4
2024年1月30日

## 高浜発電所3号及び4号炉

### 蒸気発生器保管庫設置の概要について

2024年1月

関西電力株式会社

## 目 次

1. はじめに .....	1-1
2. 設計方針 .....	2-1
3. 放射性廃棄物の種類及び予想発生量 .....	2-1
4. 放射性廃棄物の処理及び保管方法 .....	2-2

### (参考資料)

1. レストレイントを外部遮蔽壁保管庫へ一時保管することに伴う設置変更許可申請書への反映について .....	参考 1-1
2. 蒸気発生器取替工事に伴い先行撤去する干渉物の外部遮蔽壁保管庫への保管について .....	参考 2-1

## 1. はじめに

3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替工事に伴い取り外した蒸気発生器（以下、「旧蒸気発生器」という。）6基等を保管するために、蒸気発生器保管庫（3号及び4号炉共用）を新設する。（以下、「新蒸気発生器保管庫」という。）

以下に新蒸気発生器保管庫の設計の考え方について述べる。

## 2. 設計方針

3号炉及び4号炉の旧蒸気発生器等を保管するため、旧蒸気発生器等の保管が可能なエリアを有する保管庫を新設する。

### (1) 設置位置

新蒸気発生器保管庫は、既設のA及びB蒸気発生器保管庫付近に設置する。

発電所構内における新蒸気発生器保管庫配置図を第1図に、新蒸気発生器保管庫概要図を第2図に示す。

### (2) 新蒸気発生器保管庫の仕様

- a. 建屋規模：約1,600m<sup>2</sup>
- b. 建屋構造：地上式鉄筋コンクリート造

## 3. 放射性廃棄物の種類及び予想発生量

新蒸気発生器保管庫には、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替工事において発生した旧蒸気発生器と工事廃材を保管する。

発生する放射性廃棄物としては、固体廃棄物及び液体廃棄物に大別でき、更に各々以下のとおり区分できる。

### (1) 固体廃棄物

- a. 旧蒸気発生器
  - ・旧蒸気発生器6基
- b. 干渉物(蒸気発生器の取替えに干渉し撤去する設備等のうち、再使用しないもの)
  - ・支持構造物、主配管(主蒸気・主給水配管、蒸気発生器支持構造物等)
  - ・蒸気発生器壁・仮開口部のコンクリート、その他配管、架台、保温材等
- c. 工事用資機材(工事用資機材のうち、放射性物質によって汚染され、かつ再使用しないもの)
  - ・鋼材切断片、養生用ブリキ板等
- d. 可燃物
  - ・養生材、ウエス及びポリシート等

### (2) 液体廃棄物

- a. 貫通部コア抜き冷却水スラッジ

蒸気発生器取替工事に伴い発生する放射性廃棄物の量は、6基の旧蒸気発生器に加え、3号炉及び4号炉あわせて約1,300m<sup>3</sup>程度と推定される。

新蒸気発生器保管庫には、蒸気発生器取替工事で発生する廃棄物のうち、不燃物及び固体状の放射性廃棄物のみを保管する。

また、1次冷却材ポンプモータ点検室壁の切断コンクリートブロックについて

は、中性子による放射化がなく、放射性物質による汚染もないことから、放射性廃棄物でない廃棄物として処理する計画である。

蒸気発生器取替工事に伴う廃棄物予想発生量を第 1 表に示す。

#### 4. 放射性廃棄物の処理及び保管方法

前述の放射性廃棄物に関し、以下の通り処理、保管する。

##### (1) 処理及び保管方法

###### a. 旧蒸気発生器

旧蒸気発生器は、放射性物質の拡散防止及び遮蔽のため、切断によって発生した開口部にシールプレート等を溶接し汚染拡大防止措置を行う。

上記汚染拡大防止措置の後、新蒸気発生器保管庫に保管する。

###### b. 干渉物（支持構造物・主配管・コンクリート類含む）、工所用資機材、貫通部コア抜き冷却水スラッジ

工事中に発生する干渉物及び工所用資機材は、必要に応じ切断し、ドラム缶等の容器に封入し、貫通部コア抜き冷却水のスラッジは、ドラム缶等の容器に封入し新蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。

また、蒸気発生器取替工事における作業安全の観点から輻輳作業を避けるため、干渉物のうち一部のレストレイントについては、先行工事で撤去し、外部遮蔽壁保管庫に一時保管した上で、最終的に新蒸気発生器保管庫に保管する。

###### c. 可燃物

可燃物は、必要に応じペイラ又は焼却設備によって減容処理の後、ドラム缶等の容器に封入し、固体廃棄物貯蔵庫に保管する。

##### (2) 蒸気発生器取替工事で発生した放射性廃棄物の貯蔵容量

蒸気発生器取替工事で発生した放射性廃棄物を保管する新蒸気発生器保管庫については、第 2 図に示す配置図のとおり必要な容量を確保している。

また、先行工事で撤去した干渉物（一部のレストレイント）を一時保管する外部遮蔽壁保管庫についても十分な容量を確保している。

なお、既許可では、外部遮蔽壁保管庫の保管物を限定した記載としており、外部遮蔽壁保管庫に先行工事で撤去した干渉物（一部のレストレイント）をその他雑固体廃棄物として一時的に保管できるよう、既許可における関連箇所の保管物の種類に関する記載を変更する。レストレイントを外部遮蔽壁保管庫へ一時保管することに伴う既許可への反映箇所の検討結果について参考資料 1 に示す。

新蒸気発生器保管庫概略図を第 2 図に、外部遮蔽壁保管庫へ一時保管する概略図

を第 3 図に示す。

### (3) 遮蔽設計

新蒸気発生器保管庫は、敷地周辺での直接線及びスカイシャイン線（以下、空間線量率という。）が合理的に達成できる限り小さい値になるよう建屋の遮蔽設計を行う。

具体的には、人の居住する可能性のある敷地境界外における空間線量率が、その他の施設からの線量を含めても年間  $50\mu\text{Gy}$  を超えないように壁厚及び天井厚を設定する設計を行う。

表1 蒸気発生器取替工事に伴う廃棄物予想発生量

品名	内訳	発生量／ユニット（予想）※1	
旧蒸気発生器	蒸気発生器本体	3基	
支持構造物、主配管	主蒸気・主給水配管、蒸気発生器支持構造物、レストレイント※2	約 390m <sup>3</sup>	
コンクリート類	蒸気発生器壁（主給水管貫通部）	約 6m <sup>3</sup>	約 90 m <sup>3</sup>
	仮開口部	約 84m <sup>3</sup>	
干渉物	その他配管、架台等	約 45 m <sup>3</sup>	約 161 m <sup>3</sup>
	保温材	約 90 m <sup>3</sup>	
工事用資機材	鋼材切断片、養生用ブリキ板等	約 25 m <sup>3</sup>	
可燃物	ウエス、ポリシート等	約 1 m <sup>3</sup>	
液体廃棄物	貫通部コア抜き冷却水スラッジ	約 1m <sup>3</sup>	
合 計		約 642 m <sup>3</sup>	

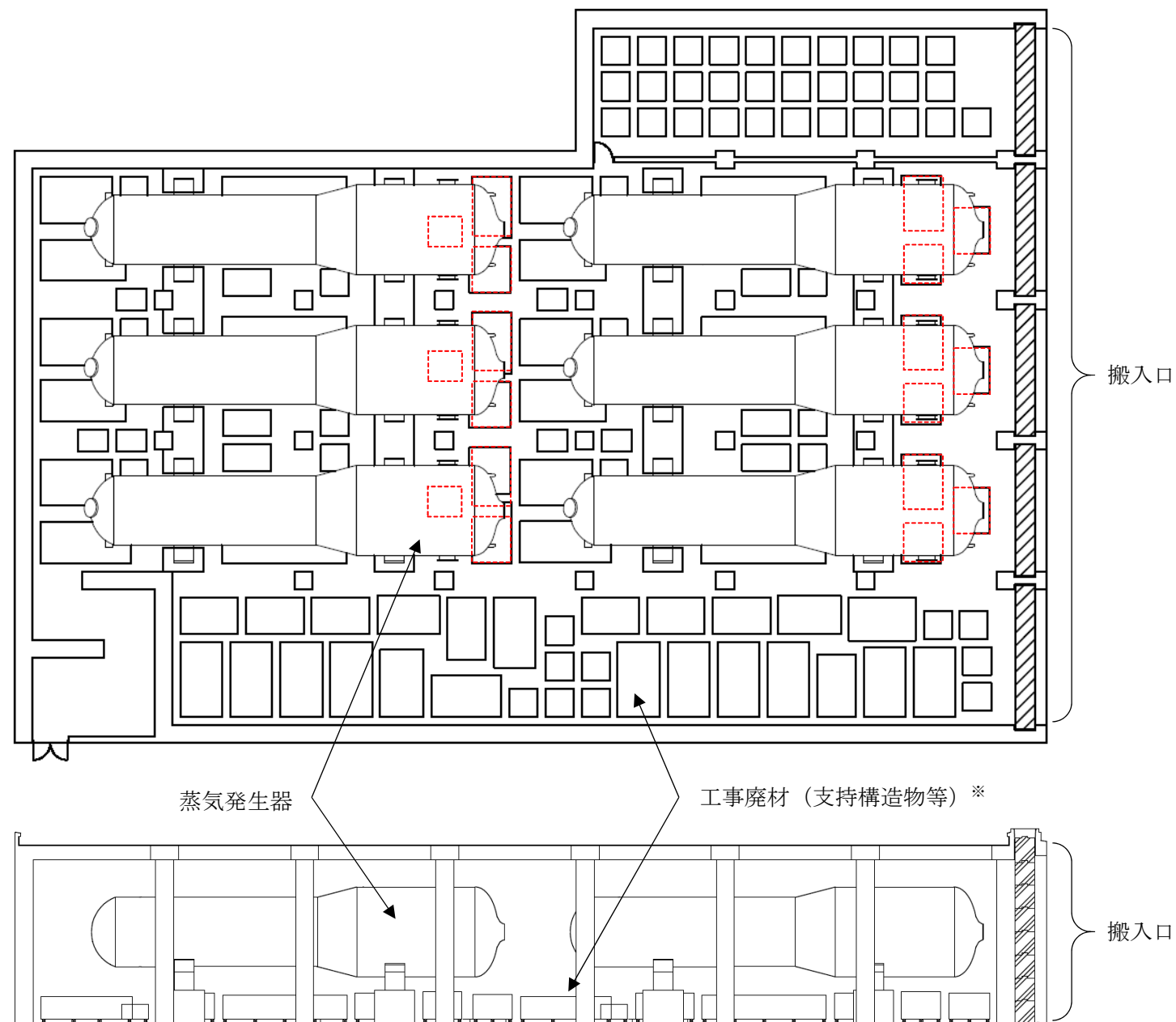
※1：廃棄物の発生量は予想であり、工事の実施に伴い変動する可能性がある。

※2：一部のレストレイントは先行撤去し、外部遮蔽壁保管庫に一時保管後、最終的に新蒸気発生器保管庫に保管する。

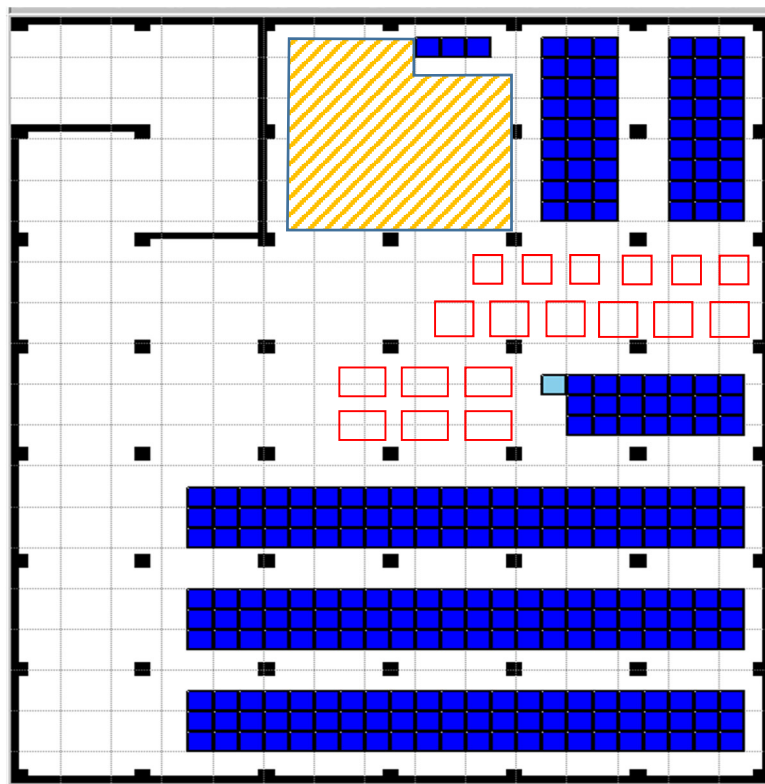
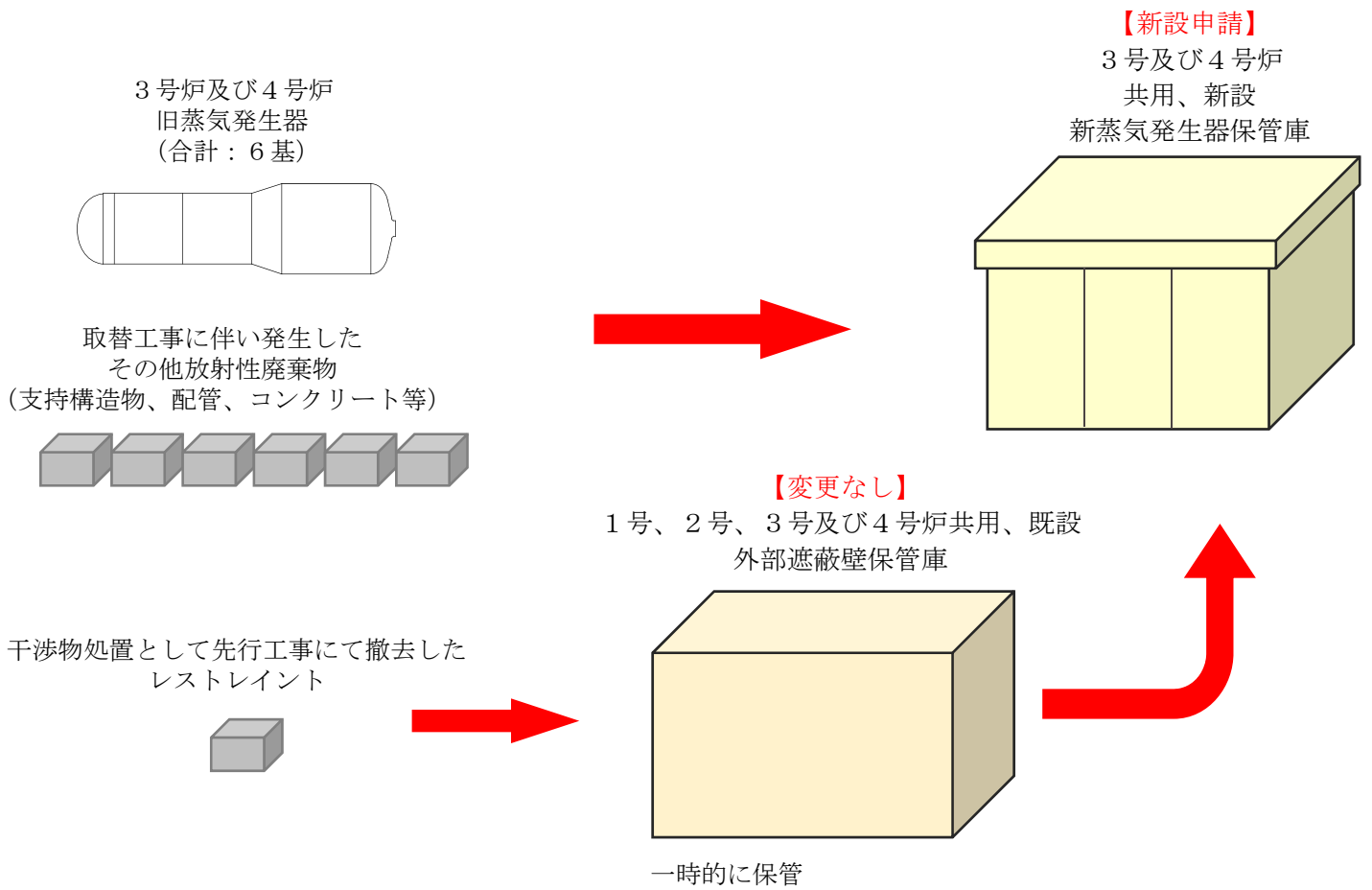


第1図 新蒸気発生器保管庫配置図





第2図 新蒸気発生器保管庫概略図



外部遮蔽壁保管庫のイメージ

□: 先行撤去したレストレイント  
(保管容器収納)

第3図 外部遮蔽保管庫への一時保管概略図

## レストレイントを外部遮蔽壁保管庫へ一時保管することに伴う 設置変更許可申請書への反映について

本申請においては、設置変更許可申請書の「変更の理由 ロ、」に示すとおり、3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替に伴い、取り外した蒸気発生器等を保管（先行工事で撤去した一部のレストレイントを外部遮蔽壁保管庫へ一時保管すること含む）するため、3号及び4号炉共用の蒸気発生器保管庫を設置する計画としている。

ここで、蒸気発生器取替工事における作業安全の観点から輻輳作業を避けるため、蒸気発生器保管庫設置前にレストレイントを先行撤去した後、1号、2号、3号及び4号炉共用の外部遮蔽壁保管庫にレストレイントを一時保管し、蒸気発生器保管庫設置後に当該保管庫へ運搬、保管する計画としていることから、レストレイントを外部遮蔽壁保管庫へ一時保管することに伴う既許可への影響確認及び反映について、以下に示す。

### 1. 概要

本申請における外部遮蔽壁保管庫の設計変更は保管物の変更のみであり、

- ・ 外部遮蔽壁保管庫の保管量に対して、既許可における外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力（容量）は十分な保管余裕があること
- ・ レストレイントの線源強度は既許可の遮蔽設計にて設定した線源強度以下であること
- ・ レストレイントは既許可の保管物と同様に不燃物であり、容器等に封入し汚染が広がらない設計とすること

から、レストレイントを一時保管することに伴う、既許可の外部遮蔽壁保管庫の一般構造に係る基本設計を変更する必要は無い。

ただし、既許可においては外部遮蔽壁保管庫の保管物を限定した設計となっていることから、レストレイントを一時保管することが可能となるよう、保管物の種類として既許可に「その他雑固体廃棄物」と追記する必要がある。外部遮蔽壁保管庫の保管物の変更に伴う既許可への影響について次項以降に示す。

### 2. 既許可における外部遮蔽壁保管庫の基本設計に対する影響について

既許可における外部遮蔽壁保管庫の設計内容及びその他雑固体廃棄物の一時保管に伴う影響確認結果について別紙 1 に示す。既許可においては、外部遮蔽壁保管庫は固体廃棄物の廃棄設備としての保管管理、遮蔽設計（敷地境界外の線量の評価含む）、固体廃棄物の貯蔵能力（容量）、構造（保管物の種類、主要構造）、管理区域の設定等に関する設計を行っている。

(1) 放射性固体廃棄物の貯蔵施設、放射線管理に係る設計影響について

a. 放射性廃棄物の貯蔵施設

外部遮蔽壁保管庫は、地上式鉄筋コンクリート造の独立した建屋により放射性廃棄物が漏えいし難い設計とするとともに、その他雑固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入して外部遮蔽壁保管庫で保管することにより、放射性廃棄物による汚染が広がらない設計とすることから、既許可における基本設計を変更する必要は無い。

また、外部遮蔽壁保管庫の廃棄物の貯蔵能力（容量）としては、既許可の審査資料において、現在計画している保管量は約 2,039m<sup>3</sup>（高浜発電所 1, 2 号炉減容したバーナブルポイズンの保管に伴う B 蒸気発生器保管庫のコンクリートを運搬した後の想定保管）としており、外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力（容量：8,300m<sup>3</sup>）と比較して十分な保管余裕があることから、貯蔵能力（容量）を変更する必要は無い。なお、蒸気発生器取替え工事により外部遮蔽壁保管庫に一時保管することを計画しているレストレイントの容量は約 120m<sup>3</sup>であることから、外部遮蔽壁保管庫へ保管可能である。一方、既認可の設計及び工事の計画においても表 1 に示す通り、既許可と同様の内容で詳細設計を行っており、十分な保管余裕がある。

表 1 既認可の設計及び工事の計画における外部遮蔽壁保管庫の保管容量および保管量

名 称		外部遮蔽壁保管庫（1、2、3、4 号炉共用）
容 量	m <sup>3</sup> /棟	保管容器 8,300 (8,300)
保管量	m <sup>3</sup>	約 2,039

2022 年 7 月 15 日設計及び工事計画認可申請書（令和 5 年 3 月 6 日認可(原規規発第 2303063 号)）の「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」より抜粋

ただし、保管物の種類については、既許可においては別紙 1 に記載のとおり、保管物を限定した設計としていることから、レストレイントを外部遮蔽壁保管庫へ一時保管することが可能となるよう、保管物の種類としてその他雑固体廃棄物を追加する必要がある。設置変更許可の変更例を表 2 に示す。

表 2 設置変更許可申請書（本文）3 号及び 4 号炉 変更前後表（抜粋）

変更前（高浜 3 号及び 4 号炉 既許可記載）	変更後（赤字下線部が追加変更箇所）
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (3) 固体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造	五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備 (3) 固体廃棄物の廃棄施設 (i) 構造
—中略— 原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。 —中略—	—中略— 原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、 <u>並びにその他雑固体廃棄物</u> は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。 —中略—

b. 工場等周辺における直接線等からの防護

外部遮蔽壁保管庫からの直接線等からの影響については、既許可の審査資料にて保管容器 1 基あたり表面線量率で  $1\mu\text{Sv/h}$  に相当する強度を線源として想定して遮蔽評価を行っている。ここで、外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を変更する必要は無い。なお、蒸気発生器取替え工事により外部遮蔽壁保管庫に一時保管することを計画しているレストレイントの線源強度は、表 3 に示す通り、事前の調査において、レストレイントの一部（ボルト・ナット：代表で 3 号機クロスオーバーレグレストレイントを選定）について線量率測定を実施した結果、BG レベル（ $1\mu\text{Sv/h}$  以下）であること、及び過去の当社の配管改造工事及び他社での蒸気発生器取替において、同種箇所から取り外したレストレイントの保管容器表面の実績がいずれも  $1\mu\text{Sv/h}$  以下であったことを確認していることから、レストレイントの線源強度としては  $1\mu\text{Sv/h}$  以下であると想定される。

また、実際に外部遮蔽壁保管庫にレストレイントを保管する前には表面線量率が  $1\mu\text{Sv/h}$  以下であることを念のため確認する。

一方、既認可の設計及び工事の計画においても表 4 に示す通り、既許可と同様の内容で遮蔽計算を行っている。

表 3 レストレイントの線源強度の事前調査結果

確認項目	評価結果
放射化影響	一時保管するレストレイントの一部（ボルト・ナット※）について、線量当量率測定実施した結果、BG レベルであり有意な線源強度を有するような放射化はされていない。 ※代表で 3 号機クロスオーバーレグレストレイントを選定
同種工事实績	過去の当社配管改造工事および他社での蒸気発生器取替において同種箇所から取り外したレストレイントの保管容器表面線量の実績がいずれも $1\mu\text{Sv/h}$ 以下であった。（メーカー聞き取り）
保管	保管容器自体にも鉛遮蔽を設ける等、遮蔽効果を付与できる。

表 4 既認可の設計及び工事の計画における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽計算での  
コンクリート等保管容器の線源強度

線 源	1号機外周コンクリート等保管容器（2号機は1号機と同じ）
核 種	Co-60
1基当たりの 線源強度	1号機外周コンクリート等保管容器の表面の線量率で 1 $\mu$ Sv/h に相当する強度

2016年5月27日設計及び工事計画認可申請書(平成28年6月10日認可(原規規発第1606104号))  
の「生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書」より抜粋

c. 放射線からの放射線従事者の防護

「b. 工場等周辺における直接線等からの防護」に記載のとおり、外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計としては、既許可の審査資料にて保管容器1基あたり表面線量率で 1 $\mu$ Sv/hに相当する強度を線源として想定して遮蔽評価を行っている。ここで、外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を変更する必要は無い。なお、蒸気発生器取替え工事により外部遮蔽壁保管庫に一時保管することを計画しているレストレイントの線源強度としては 1 $\mu$ Sv/h以下であると想定される。

また、外部遮蔽壁保管庫では放射線から放射線業務従事者を防護するために、個人管理関係設備（個人線量計等）を備える設計としている。外部遮蔽壁保管庫内は、汚染の恐れのない管理区域であり、換気空調設備（ファン、フィルタ等）、退出モニタ（出入管理設備）、除染機材等（汚染管理設備）、試料分析関係設備（放射線測定器）は設置不要であるとともに、空間線量率の変動を伴う機器点検等の作業エリアではないことよりエリアモニタの設置を不要としている。ここで、その他雑固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入して保管することにより、放射性廃棄物による汚染の広がりを防止することが可能であり、汚染の恐れのない管理区域から変更する必要は無いことから、既許可における外部遮蔽壁保管庫における放射線からの放射線業務従事者の防護に関する基本設計を変更する必要はない。

(2) 一般構造に係る設計影響について

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、以下 a～j に示す通り、既認可の基本設計を変更する必要は無い。

a. 設計基準対象施設の地盤

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所、耐震重要度分類に変更は無いことから、地盤に関する基本設計を変更する必要は無い。

b. 地震による損傷の防止

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、外部遮蔽壁保管庫の耐震設計としては、外部遮蔽壁保管庫は耐震 C クラスのクラス 3 施設に該当するが、貯蔵能力に十分な保管余裕を有していることから、建物の構造を変更する必要は無く、かつ、保管するその雑固体廃棄物の重量は、既許可における床の設計積載荷重に影響を与えないよう、保管物の積載荷重を確認し、適切に保管可否の判断を行うことから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の耐震性に関する基本設計を変更する必要は無い。

c. 津波による損傷の防止

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所に変更は無いことから、津波による損傷の防止に関する基本設計を変更する必要は無い。

d. 外部からの衝撃による損傷の防止

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、設置場所、耐震重要度分類に変更は無いことから、外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要は無い。

e. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所に変更はないこと、人の不法な侵入を防止するための区域の設定変更等は伴わないことから、不法な侵入等の防止に関する基本方針を変更する必要は無い。

f. 火災による損傷の防止

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、既許可の設計方針において、不燃性材料に限定した廃棄物を保管することとしており、今後保管するその他雑固体廃棄物についても不燃性材料に限定することから、火災による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要は無い。既許可の設計方針において、外部遮蔽壁保管庫は、容器に封入した外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を貯蔵する設計としている。

g. 溢水による損傷の防止等

外部遮蔽壁保管庫に雑固体廃棄物を保管しても、溢水源とならないため、溢水による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要は無い。

h. 誤操作の防止

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、操作を行うようなものではないため、誤操作の防止に関する基本方針を変更する必要は無い。

i. 安全避難通路等

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、貯蔵能力（容量）内での保管であり安全避難通路の再設定等をする必要はないため、安全避難通路等に関する基本方針を変更する必要は無い。

j. 安全施設

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、安全機能の重要度分類に変更は無いため、安全施設に関する基本方針を変更する必要は無い。また、外部遮蔽壁保管庫は十分な保管余裕を有していることから、その他雑固体廃棄物を保管することが可能であるため、安全施設に関する基本方針を変更する必要は無い。

k. 通信連絡設備

外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、外部遮蔽壁保管庫の通信設備は、屋外に設置されている既設設備を使用することから、通信連絡設備に関する基本方針を変更する必要は無い。

3. 結論

その他雑固体廃棄物を外部遮蔽壁保管庫に保管することに伴い、既許可における外部遮蔽壁保管庫の保管物の種類の追加は必要となるが、それ以外の設計内容については変更する必要が無い。

このため、外部遮蔽壁保管庫に先行撤去した一部の干渉物（レストレイント）をその他雑固体廃棄物として一時的に保管できるよう、参考資料2の通り、設置許可本文、添付書類八、添付書類九における関連箇所の記載を変更する。



<p>高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>【高浜発電所1号炉 設置許可本文】</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>イ．発電用原子炉施設の位置 (途中省略)</p> <p>耐震重要施設以外の設計基準対象施設については、耐震重要度分類の各クラスに応じた算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>ロ．発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(1) 耐震構造</p> <p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>設計基準対象施設については、耐震重要度分類に応じて、適用する地震力に対して、以下の項目にしたがって耐震設計を行う。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、自身により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類を以下のとおり、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>(途中省略)</p> <p>(2) 耐津波構造</p> <p>(i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計</p> <p>設計基準対象施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」という。)に対して、以下の方針に基づき耐津波設計を行い、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。基準津波の定義位置を第5.10図に、時刻歴波形を第5.11図に示す。</p> <p>また、設計基準対象施設のうち、津波から防護する設備を「設計基準対象施設の津波防護対象設備」とする。</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針の基に安全設計を行う。</p> <p>a.設計基準対象施設</p> <p>(a) 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落</p>	<p>その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所、耐震重要度分類に変更は無いことから、地盤に関する基本設計を変更する必要無し。</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、外部遮蔽壁保管庫の耐震設計としては、外部遮蔽壁保管庫は耐震Cクラスのクラス3施設に該当するが、貯蔵能力に十分な保管余裕を有していることから、建物の構造を変更する必要は無く、かつ、保管するその他雑固体廃棄物の重量は、既許可における床の設計積載荷重に影響を与えないよう、保管物の積載荷重を確認し、適切に保管可否の判断を行うことから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の耐震性に関する基本設計を変更する必要無し。</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所に変更は無いことから、耐津波に関する基本設計を変更する必要無し。</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所、安全重要度分類</p>
---	---

<p>高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p>	<p>その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果</p>
<p>雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮の自然現象（地震及び津波を除く。）又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものももたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>(a-3) 防火帯の外側にある固体廃棄物貯蔵庫及び外部遮蔽壁保管庫については、防火帯と同じ幅の防火エリアを設ける設計とする。</p> <p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止            原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>(c) 火災による損傷の防止            設計基準対象施設は、火災により原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域を火災区域に設定する。設定する火災区域及び火災区画に対して、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>(d) 溢水による損傷の防止            安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(e) 誤操作の防止            設計基準対象施設は、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁等に対して、色分けや揭示札の取り付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮した監視操作エリア・設備の配置、中央監視操作の盤面配置、理解しやすい表示方法とするとともに施設管理を行い、運転員の誤操作を防止する設計とする。</p> <p>(f) 安全避難通路等</p>	<p>に変更は無いことから、外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要無し。</p> <p>・ 外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所に変更はないこと、人の不法な侵入を防止するための区域の設定変更等は伴わないことから、不法な侵入等の防止に関する基本方針を変更する必要無し。</p> <p>・ その他雑固体廃棄物の保管により、貯蔵能力（容量）に変更は無く、外部遮蔽壁保管庫の構造に変更は無いことから、火災区域の設定に変更無し。</p> <p>・ 外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、既許可の設計方針において、可燃性材料に限定した廃棄物を保管することとされており、今後保管するその他雑固体廃棄物についても不燃性材料に限定することと、火災による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要無し。既許可の設計方針において、外部遮蔽壁保管庫は、容器に封入した外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を貯蔵する設計としている。</p> <p>・ 外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、レストレイントは固体廃棄物であり溢水源とならないため、溢水による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要無し。</p> <p>・ 外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、レストレイントは固体廃棄物であり、操作を行うようなものではないため、誤操作の防止に関する基本方針を変更する必要無し。</p>

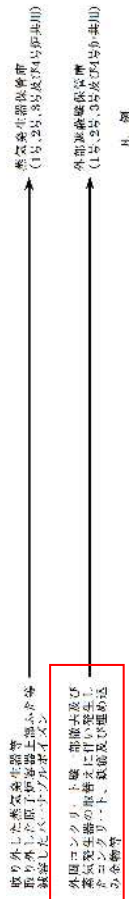
高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)	その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果
<p>原子炉施設には、位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p> <p>(g) 安全施設</p> <p>(g-1) 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得る設計とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>(w) 放射性廃棄物の貯蔵施設 放射性廃棄物を貯蔵する施設（安全施設に係るものに限る。）は、放射性廃棄物が漏えいし難い設計とするとともに、固体状の放射性物質を貯蔵する設備を設けるものにあつては、放射性廃棄物による汚染が広がらない設計とする。</p> <p>(x) 発電所周辺における直接ガンマ線等からの防護 設計基準対象施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシヤインガンマ線による敷地周辺の空間線量率が、十分に低減（空気カーマで1年間当たり50マイクログレイ以下となるように）できる設計とする。</p> <p>(ad) 通信連絡設備</p> <p>(途中省略)</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置（安全施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所（緊急時対策所建屋内）へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所内）を設置する設計とする。</p> <p>原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、発電所外の原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信設備（発電所外）（安全施設に属するものに限る。）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備（発電所外）を設</p>	<p>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、貯蔵能力（容量）内での保管であり安全避難通路の再設定等をする必要はないため、安全避難通路等に関する基本方針を変更する必要無し。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、安全機能の重要度分類に変更は無いため、安全施設に関する基本方針を変更する必要無し。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は十分な保管余裕を有しているとともに、その他雑固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入して外部遮蔽壁保管庫に保管することから、汚染拡大防止対策に変更無し。</p> <p>その他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を変更する必要無し。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、外部遮蔽壁保管庫の通信設備は、屋外に設置されている既設設備を使用することから、通信連絡設備に関する基本方針を変更する必要無し。</p>

高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)	その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果
<p>置する設計とする。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>これらの通信連絡設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>【既許可安全審査資料（安全審査資料1-1 平成28年4月13日一式提出「高浜1号炉及び2号炉（3号炉及び4号炉）設置許可基準等への適合状況について（設計基準対象施設）」】</p> <p>線量率及びガンマ発熱量評価に使用する線源強度は、外部遮蔽除去コンクリート等を保管する保管容器表面で<math>1\mu\text{Sv/h}</math>となる時の線源強度を算出し、線量率及びガンマ発熱量評価を実施するものとする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理するため、濃縮廃液等のドラム詰め装置（一部1号及び2号炉共用）、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのペイラ（一部1号、2号、3号及び4号炉共用）、焼却可能な雑固体廃棄物を焼却するための雑固体焼却設備（1号、2号、3号及び4号炉共用）、イオン交換器廃樹脂を処理するための廃樹脂処理装置（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）、廃樹脂タンク、廃樹脂貯蔵タンク（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）、蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）、外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）等で構成する。</p> <p>(途中省略)</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナブルボイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部除去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設</p>	<p>その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫は十分な保管余裕を有しているため、貯蔵能力（容量）に変更は無いことから、外部遮蔽壁保管庫の構造に変更無し。</p>

<p>高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>計を行った発電所内の<b>外部遮蔽壁保管庫</b>に貯蔵保管する。  なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力  廃樹脂タンクの容量は、約8.5m<sup>3</sup>であり、廃樹脂貯蔵タンクの容量は、約120m<sup>3</sup>である。廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクの容量は、約40m<sup>3</sup>とする。  固体廃棄物貯蔵庫は、200ℓドラム缶約50,600本相当を貯蔵保管する能力を有する。  これらは、必要がある場合には増設を考慮する。  蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナボイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。  <b>外部遮蔽壁保管庫</b>は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(途中省略)</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項  イ、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物によって汚染された物の管理の方法  (2) 管理区域及び周辺監視区域の設定  (g) 管理区域  炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量限度等を定める告示」という。)に定められた値を超えるか又は超えるおそれのある区域は、すべて管理区域とする。  実際には部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮して、原子炉格納施設、原子炉補助建屋の大部分、固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器保管庫、<b>外部遮蔽壁保管庫</b>、廃樹脂貯蔵庫、固体廃棄物処理建屋、固体廃棄物固型化処理建屋、廃樹脂処理建屋、使用済燃料輸送容器保管建屋等を管理区域とする。  なお、管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。</p> <p>(途中省略)</p>	<p>その他固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は3号炉及び4号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物であり、1号炉及び2号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物ではないことから1号炉の保管物の種類の種類の変更無し。</li> <li>保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</li> <li>外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力(容量)に変更が無いことから、主要構造の変更も無いため、管理区域の設定範囲の変更無し。</li> </ul>
--	---

高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)	その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果
<p>(4) 固体廃棄物の保管管理  固体廃棄物の主なものは、廃液蒸発装置の濃縮廃液、雑固体廃棄物（ウエス、金属、機材、使用済フィルタ等）及びイオン交換器廃樹脂がある。  上記のほか、使用済制御棒等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ピットに貯蔵し、放射能の減衰を図ることとする。  ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。  また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器等、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等、並びに1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、並びに1号炉の蒸気発生器の取替等に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、<b>外部遮蔽壁保管庫</b>に貯蔵保管する。</p> <p>イオン交換器廃樹脂は、廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図る。  固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器保管庫及び<b>外部遮蔽壁保管庫</b>は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p> <p>ハ、周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果  (2) 線量の評価結果  敷地境界外における1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉からの気体廃棄物中の希ガスのγ線に起因する実効線量、液体廃棄物中（よう素を除く。）に含まれる放射性物質に起因する実効線量及びよう素に起因する実効線量は、それぞれ年間約7.2μSv、年間約2.1μSv及び年間約1.2μSvとなり、合計は年間約11μSvである。  この値は、「線量目標値に関する指針」に示される線量目標値の年間50μSvを下回る。  なお、<b>発電用原子炉施設の設計及び管理によって、通常運転時において原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマが、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回るようにする。</b></p> <p>【既許可安全審査資料1-1 平成28年4月13日一式提出「高浜1号炉及び2号炉（3号炉及び4号炉）設置許可基準等への適合状況について（設計基準対象施設）」】  線量率及びガンマ発熱量評価に使用する線源強度は、外部遮蔽撤去コンクリート等を保管する保管容器表面で1μSv/hとなる時の線源強度を算出し、線量率及びガンマ発熱量評価を実施するものとする。</p>	<p>その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は3号炉及び4号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物であり、1号炉及び2号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物では無いことから1号炉の保管物の種類の變更無し。</li> <li>外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力（容量）に變更が無いことから、主要構造の變更も無いため、管理区域の設定範囲の變更無し。</li> </ul> <p>・その他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を變更する必要無し。</p>

第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (添付書類八 第7.1図)



・蒸気発生器取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は3号炉及び4号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物であり、1号炉及び2号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物ではないことから1号炉の保管物の種類の変更無し。

【高浜発電所1号炉 設置許可添付書類八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書】

1. 安全設計
  - 1.1.1.安全設計の方針
    - 1.1.1.1.4 外部からの衝撃
 

安全施設は、発電所敷地で想定される洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮の自然現象(地震及び津波を除く。)又はその組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものもがもたらす環境条件及びその結果として施設で生じ得る環境条件においても、安全機能を損なうことのない設計とする。

・外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所、安全重要度分類に変更は無いことから、外部からの衝撃による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要無し。

1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止

(1) 設計方針

原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施設管理により、原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。

・外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所に変更はないこと、人の不法な侵入を防止するための区域の設定変更等は伴わないことから、不法な侵入等の防止に関する基本方針を変更する必要無し。

1.1.1.6 共用

安全施設(重要安全施設を除く。)を共用又は相互に接続する場合には、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。

・外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、外部遮蔽壁保管庫は1号、2号、3号及び4号炉共用であり、安全施設の共用に関する基本方針を変更する必要無し。

(途中省略)



高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)	その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果
<p>1.1.1.9 誤操作防止及び容易な操作 (1) 設計方針 原子炉施設は、設計、製作、建設及び試験検査を通じて、信頼性の高いものとし、運転員の誤操作等による異常状態に対しては、警報により、運転員が措置し得るようにするとともに、もし、これらの修正動作が取られない場合にも、原子炉の固有の安全性及び安全保護回路の作動により、過渡変化が安全に収束する設計とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>1.1.1.10 避難通路、照明、通信連絡設備 原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>1.3 耐震設計 1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計 1.3.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 1.3.1.1.1 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>(途中省略)</p> <p>1.4 耐津波設計 1.4.1 設計基準対象施設の耐津波設計方針 1.4.1.1 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>1.5 火災防護に関する基本方針</p>	<p>その他雑固体廃棄物保管に関する基本方針を変更する必要無し。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、レストレイントは固体廃棄物であり、操作を行うようなものではないため、誤操作の防止に関する基本方針を変更する必要無し。</li> <li>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、貯蔵能力（容量）内での保管であり安全避難通路の再設定等をする必要はないため、安全避難通路等に関する基本方針を変更する必要無し。</li> <li>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、外部遮蔽壁保管庫の通信設備は、屋外に設置されている既設備を使用することから、通信連絡設備に関する基本方針を変更する必要無し。</li> <li>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所、耐震重要度分類に変更は無いことから、耐震設計を変更する必要無し。</li> <li>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、建屋の設置場所に変更は無いことから、耐津波設計を変更する必要無し。</li> </ul>



高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)	その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果
<p>1.5.1 設計基準対象施設の火災防護に関する基本方針</p> <p>1.5.1.3.2.2 放射性物質を貯蔵する機器等を設置する火災区域に設置する消火設備</p> <p>(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域の選定</p> <p>f. 外部遮蔽壁保管庫</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p> <p>(4) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域に設置する消火設備</p> <p>f. 外部遮蔽壁保管庫</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>1.6 溢水防護に関する基本方針</p> <p>1.6.1 溢水防護に関する基本設計方針</p> <p>「美用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）第九条（溢水による損傷の防止等）」の要求事項を踏まえ、安全施設は、原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>1.7 竜巻防護に関する基本方針</p> <p>1.7.1 設計方針</p> <p>1.7.1.1 竜巻に対する設計の基本方針</p> <p>安全施設は、竜巻に対して、原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）を損なわないよう、基準竜巻、設計竜巻及び設計荷重を適切に設定し、以下の事項に対して、対策を行い、建屋による防護、構造的健全性の維持及び代替設備の確保等によって、安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>1.9 外部火災防護に関する基本方針</p> <p>1.9.1 設計方針</p> <p>(1) 外部火災防護施設</p> <p>なお、防火帯の外側にあるクラス3施設としては、モニタポスト、固体廃棄物貯蔵庫及び外部遮蔽壁保管庫がある。火災発生時には、モニタポストについては代替設備の確保、固体廃棄物貯蔵庫は固体廃棄物貯蔵庫の周辺に、防火帯と同じ幅の防火エリア及び飛び火対策として散水設備</p>	<p>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、既許可の設計方針において、不燃性材料に限定した廃棄物を保管することとされており、今後保管するその他雑固体廃棄物についても不燃性材料に限定することから、火災による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要無し。既許可の設計方針において、外部遮蔽壁保管庫は、容器に封入した外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を貯蔵する設計としている。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、既許可の設計方針において、不燃性材料に限定した廃棄物を保管することとされており、今後保管するその他雑固体廃棄物についても不燃性材料に限定することとされており、火災による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要無し。既許可の設計方針において、外部遮蔽壁保管庫は、容器に封入した外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を貯蔵する設計としている。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、レストレイントは固体廃棄物であり溢水源とならないため、溢水による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要無し。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、設置場所に変更は無いことから、竜巻に対する設計を変更する必要無し。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、既許可の設計方針において、不燃性材料に限定した廃棄物を保管することとされており、今後保管するその他雑固体廃棄物についても不燃性材料に限定することとされており、火災による損傷の防止に関する基本方針</p>

<p>高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>を設けることにより防護する設計とする。外部遮蔽壁保管庫は外部遮蔽壁保管庫の周辺に、防火帯と同じ幅の防火エリアを設ける設計とする。</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.3. 固体廃棄物処理設備</p> <p>7.3.2 設計方針</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、使用済制御棒等の放射化された機器は、放射能の減衰を図るため使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じ汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>(途中省略)</p> <p>7.3.3 主要設備</p> <p>(13) 外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>本保管庫は、所要の遮蔽設計を行い、耐震Cクラスとして設計するとともに、準拠する法令、規格、基準を満足するよう設計する。</p> <p>本保管庫の平面図及び断面図を第7.3.14図に示す。</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <p>(9) 外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)</p> <p>面積 1階 約2,400m<sup>2</sup></p>	<p>その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <p>を変更する必要無し。既許可の設計方針において、外部遮蔽壁保管庫は、容器に封入した外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を貯蔵する設計としている。</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫は十分な保管余裕を有しているとともに、その他雑固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入して外部遮蔽壁保管庫に保管することから、汚染拡大防止対策に変更無し。</p> <p>・蒸気発生器取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は3号炉及び4号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物であり、1号炉及び2号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物ではないことから1号炉の保管物の種類の変更無し。</p> <p>・保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</p> <p>・貯蔵能力(容量)の設計に変更が無いことから、外部遮蔽壁保管庫の主要構造(面積、型式)に変更無し。</p>
--	--

<p>高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>2階 約 2,400m<sup>2</sup></p> <p>型 地上式鉄筋コンクリート造</p> <p>保管対象物 外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容器約 8,300m<sup>3</sup></p>	<p>その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</li> <li>外部遮蔽壁保管庫は十分な保管余裕を有しているため、貯蔵能力（容量）に変更は無いことから、外部遮蔽壁保管庫の構造に変更無し。</li> </ul>
<p>第 7.1 図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図</p> <p>取り出した蒸気発生器等 取り外した原子炉容器上部ふた等 撤去したコンクリート等</p> <p>外部コンクリート壁一部撤去及び 蒸気発生器の取替えに伴い発生した コンクリート、鉄筋及び埋め込み 金物等</p> <p>外部遮蔽壁保管庫 (1号炉及び2号炉)</p> <p>第 7.1 図</p> <p>第 7.3.14 図 外部遮蔽壁保管庫平面図・断面図</p> <p>(1) 1階平面図</p> <p>(2) 2階平面図</p> <p>断面図</p> <p>第 7.3.14 図 外部遮蔽壁保管庫平面図・断面図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は3号炉及び4号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物であり、1号炉及び2号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物ではないことから1号炉の保管物の種類の変更無し。</li> <li>貯蔵能力（容量）の設計に変更が無いことから、外部遮蔽壁保管庫の構造（平面図・断面図）に変更無し。</li> </ul>

高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)	その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果
<p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.1 概要</p> <p>遮蔽設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時において、発電所周辺の一般公衆及び発電所従業員の受ける線量を低減するもので、次のものから構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉1次遮蔽</li> <li>(2) 原子炉2次遮蔽</li> <li>(3) 外部遮蔽</li> <li>(4) 補助遮蔽</li> <li>(5) 燃料移送遮蔽</li> <li>(6) 中央制御室遮蔽</li> <li>(7) 一時遮蔽</li> <li>(8) 緊急時対策所遮蔽</li> </ol> <p>8.3.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所周辺の一般公衆が受ける線量については、「線量限度等を定める告示」に定められた周辺監視区域外の値より十分小さくなるようにする。また人の居住の可能性のある敷地境界外においては年間50μGyを超えない遮蔽とする。</p> <p>(4) 遮蔽は、各場所の放射線レベル、各場所への立入りの頻度、滞在時間等を考慮した上で放射線業務従事者等の受ける線量が十分管理できるように、下記の遮蔽設計基準(1)を満足するように設計する。</p> <p>なお、固体廃棄物固化処理建屋、使用済燃料輸送容器保管建屋及び外部遮蔽壁保管庫については、下記の遮蔽設計基準(2)を満足するように設計する。</p> <p>【既許可安全審査資料(安全審査資料1-1 平成28年4月13日一式提出「高浜1号炉及び2号炉(3号炉及び4号炉)設置許可基準等への適合状況について(設計基準対象施設)】 線量率及びガンマ発熱量評価に使用する線源強度は、外部遮蔽除去コンクリート等を保管する保管容器表面で1μSv/hとなる時の線源強度を算出し、線量率及びガンマ発熱量評価を実施するものとする。</p>	<p>・その他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を変更する必要無し。</p> <p>・その他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を変更する必要無し。</p>

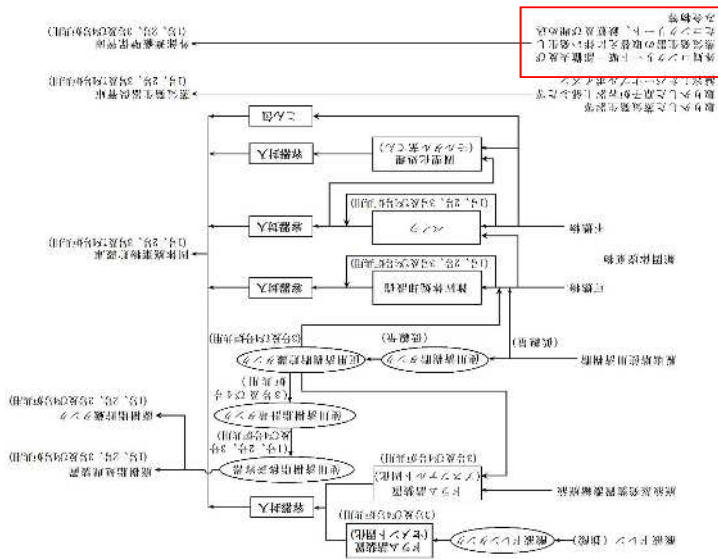
<p>高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1.3.3.2 放射性物質を貯蔵する機器等を設置する火災区域に設置する消火設備</p> <p>(2) 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域に設置する消火設備</p> <p>f. 外部遮蔽壁保管庫</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。</p> <p>【高浜発電所1号炉 設置許可添付書類九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書】</p> <p>2. 放射線管理</p> <p>2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>2.1.1 管理区域</p> <p>炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量限度等を定める告示」という。)(第1条)に定められた値を超えるか又は超えるおそれのある区域は、すべて管理区域とする。</p> <p>実際には、部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して、原子炉格納施設、原子炉補助建屋の大部分、固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器保管庫、<b>外部遮蔽壁保管庫</b>、廃樹脂貯蔵室、固体廃棄物処理建屋、固体廃棄物固型化処理建屋、廃樹脂処理建屋、使用済燃料輸送容器保管建屋等を管理区域とする。</p> <p>管理区域の範囲を第2.1.1図に示す。</p> <p>(途中省略)</p> <p>2.2.1 遮蔽</p> <p>2.2.1.1 遮蔽の考え方</p> <p>(1) 燃料取替時、補修時等の通常運転時において、放射線業務従事者等が受ける線量が、「線量限度等を定める告示」に定められた限度を超えないようにするのはもちろん、 unnecessary 放射線被ばくを防止する遮蔽とする。</p> <p>また、人の居住の可能性のある<b>敷地境界外においては、空気カーマで年間 50µCy を超えない遮蔽とする。</b></p> <p>【既許可安全審査資料 (安全審査資料1-1 平成28年4月13日一式提出「高浜1号炉及びび2号炉(3号炉及びび4号炉)設置許可基準等への適合状況について(設計基準対象施設)】</p>	<p>その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫にその他雑固体廃棄物を保管しても、外部遮蔽壁保管庫に対する火災防護対策として恒常的に貯蔵・保管する放射性廃棄物は不燃物に限る運用とすることから、火災による損傷の防止に関する基本方針を変更する必要無し。</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力(容量)に変更が無いことから、主要構造の変更も無いため、管理区域の設定範囲の変更無し。</p> <p>・その他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を変更する必要無し。</p>
--	---

高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)	その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果
<p>線量率及びガンマ発熱量評価に使用する線源強度は、外部遮蔽除去コンクリート等を保管する保管容器表面で <math>1 \mu\text{Sv/h}</math> となる時の線源強度を算出し、線量率及びガンマ発熱量評価を実施するものとする。</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物廃棄施設的设计及び管理に際しては、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を遵守するとともに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の<b>外部遮蔽壁保管庫</b>に貯蔵保管する。</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>気体廃棄物処理系統図、液体廃棄物処理系統図及び固体廃棄物処理系統図を、それぞれ第4.1.1図、第4.1.2図及び第4.1.3図に示す。</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>平常運転時において、発生する固体廃棄物の発生源としては、廃液蒸発装置の濃縮廃液、雑固体廃棄物（ウエス、金属、機材、使用済フィルター等）及びイオン交換器廃樹脂がある。</p> <p>(途中省略)</p> <p>なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する</p>	<p>・蒸気発生器取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は3号炉及び4号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物であり、1号炉及び2号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物では無いことから1号炉の保管物の種類の種類の変更無し。</p>

高浜発電所1号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)	その他雑固体廃棄物保管に伴う既許可への影響確認結果
<p>鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、<b>外部遮蔽壁保管庫</b>に貯蔵保管する。また、取替え及び撤去に伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。また、取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、<b>外部遮蔽壁保管庫</b>に貯蔵保管する。また、イオン交換器廃樹脂は、廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図る。さらに、イオン交換器廃樹脂の処理で発生した濃縮廃液は、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに貯蔵保管して放射能の減衰を図る。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器保管庫及び<b>外部遮蔽壁保管庫</b>は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	<p>・蒸気発生器取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は3号炉及び4号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物であり、1号炉及び2号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物ではないことから1号炉の保管物の種類の変更無し。</p> <p>・蒸気発生器取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は3号炉及び4号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物であり、1号炉及び2号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物ではないことから1号炉の保管物の種類の変更無し。</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力(容量)に変更が無いことから、主要構造の変更も無いため、管理区域の設定範囲の変更無し。</p>



第 4.1.3 図 固体廃棄物処理系統説明図



- 蒸気発生器取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は 3 号炉及び 4 号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物であり、1 号炉及び 2 号炉の工事等により発生した雑固体廃棄物ではないことから 1 号炉の保管物の種類の種類の変更無し。

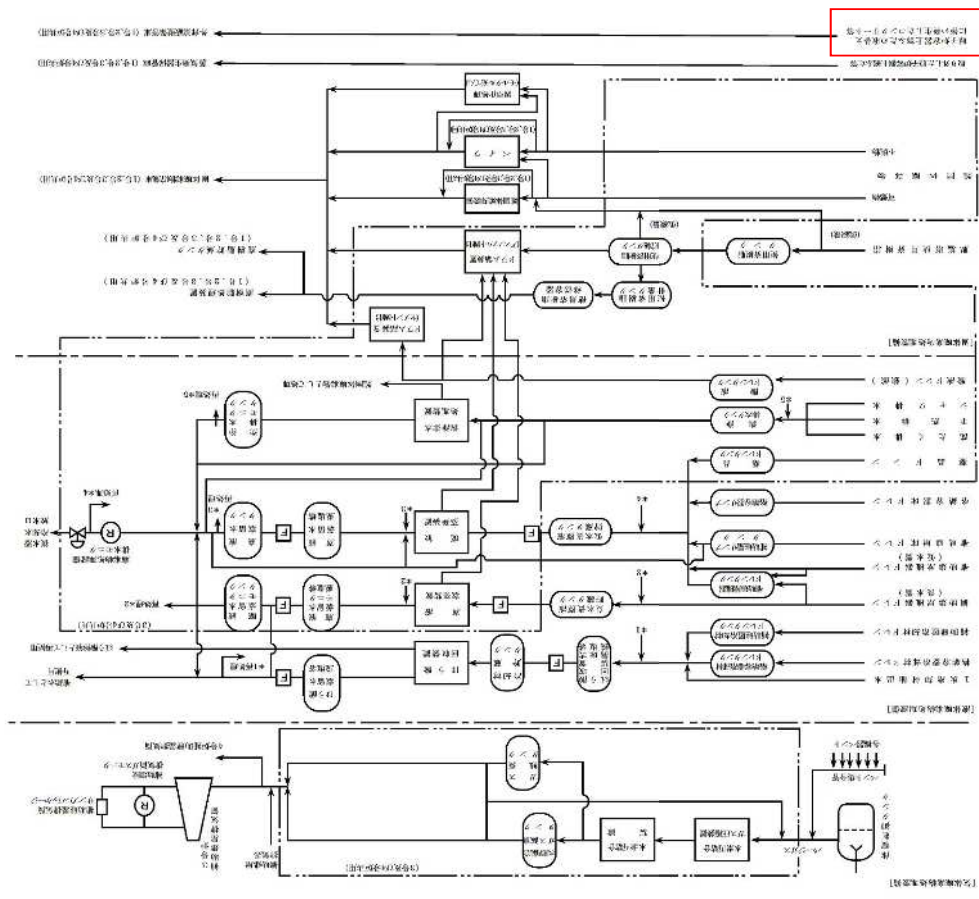


<p>高浜発電所3号炉及び4号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>【高浜発電所3号炉 設置許可本文】</p> <p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ．発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(w) 放射性廃棄物の貯蔵施設</p> <p>放射線廃棄物を貯蔵する施設 (安全施設に係るものに限る。) は、放射性廃棄物が漏えいし難い設計とするとともに、固体状の放射性物質を貯蔵する設備を設けるものにあつては、放射性廃棄物による汚染が広がらない設計とする。</p> <p>(x) 発電所周辺における直接ガンマ線等からの防護</p> <p>設計基準対象施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線及びびスカイシャインガンマ線による敷地周辺の空間線量率が、十分に低減 (空気カーマで1年間当たり50マイクログレイ以下となるように) できる設計とする。</p> <p>【既許可安全審査資料 (安全審査資料3 2022年3月11日「高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 蒸気発生器保管庫の保管対象物変更、外部遮蔽壁保管庫の共用化及び保管対象物変更の安全設計について)】</p> <p>外部遮蔽壁保管庫へ移動する保管物のコンクリート片等は表面線量が低く (0.001mSv/h以下)、既許可での外部遮蔽壁保管庫の遮蔽性能評価における評価条件 (保管容器の表面が0.001mSv/hになる時の線源強度で建屋容量満杯状況で評価) を満足していることから変更はない。</p> <p>ト、放射性廃棄物の廃棄正接の構造及び設備</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備) は、廃棄物の種類に応じた処理するため、濃縮廃液等のドラム詰装置 (3号及び4号炉共用)、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのペイラ (1号、2号、3号及び4号炉共用)、焼却可能な雑固体廃棄物を焼却するため雑固体焼却設備 (1号、2号、3号及び4号炉共用)、使用済樹脂タンク、使用済樹脂貯蔵タンク (3号及び4号炉共用)、廃樹脂貯蔵タンク (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)、廃樹脂処理装置 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)、固体廃棄物貯蔵庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用)、蒸気発生器保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)、外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設) 等で構成する。</p> <p>(途中省略)</p>	<p>レストレイントの一時保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部遮蔽壁保管庫は十分な保管余裕を有しているとともに、その他雑固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入して外部遮蔽壁保管庫に保管することから、汚染拡大防止対策に変更無し。</li> <li>その他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を変更する必要無し。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部遮蔽壁保管庫は十分な保管余裕を有しているため、貯蔵能力 (容量) に変更は無いことから、外部遮蔽壁保管庫の構造に変更無し。</li> </ul>
---	--

<p>高浜発電所3号炉及び4号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>また、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>使用済樹脂貯蔵タンクの容量は、約85m<sup>3</sup>、廃樹脂貯蔵タンクの容量は、約120 m<sup>3</sup>である。固体廃棄物貯蔵庫は、2000ドラム缶約50,600本相当を貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>これらは、必要がある場合には増設を考慮する。</p> <p>蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(2) 管理区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>(i) 管理区域</p> <p>炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づき線量限度等を定める告示」(以下「線量限度等を定める告示」という。)に定められた値を超えるか又は超えるおそれのある区域は、すべて管理区域とする。</p> <p>実際には部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮して、原子炉格納施設、原子炉補助建屋の大部分、固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器保管庫、廃樹脂貯蔵室、固体廃棄物処理建屋、固体廃棄物固化処理建屋、廃樹脂処理建屋、使用済燃料輸送容器保管建屋、外部遮蔽壁保管庫等を管理区域とする。</p> <p>なお、管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。</p>	<p>レストレイントの一時保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</li> <li>保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</li> <li>外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力(容量)に変更が無いことから、主要構造の変更も無い場合、管理区域の設定範囲の変更無し。</li> </ul>
--	--

<p>高浜発電所3号炉及び4号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理</p> <p>固体廃棄物の主なものは、廃液蒸発装置の濃縮廃液、酸液ドレン（強酸）、雑固体廃棄物（ウエス、金属、機材、使用済フィルタ等）及び脱塩塔使用済樹脂がある。</p> <p>上記のほか、使用済制御棒等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ピットに貯蔵し、放射能の減衰を図ることとする。</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。また、3号炉及び4号炉の取り外した原子炉容器上部ふた等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、<b>外部遮蔽壁保管庫</b>に貯蔵保管する。</p> <p>脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図る。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器保管庫及び<b>外部遮蔽壁保管庫</b>は管理区域とし、定期的に周辺放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	<p>レストレイントの一時保管に伴う既許可への影響確認結果</p>
<p>ハ、周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果</p> <p>(2) 線量の評価結果</p> <p>敷地境界外における1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉からの気体廃棄物中の希ガスのγ線に起因する実効線量、液体廃棄物中（よう素を除く。）に含まれる放射性物質に起因する実効線量及びよう素に起因する実効線量は、それぞれ年間約7.2μSv、年間約2.1μSv及び年間約1.2μSvとなり、合計は年間約11μSvである。</p> <p>この値は、「線量目標値に関する指針」に示される線量目標値の年間50μSvを下回る。</p> <p>なお、<b>発電用原子炉施設的设计及び管理</b>によって、<b>通常運転時において原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマが、人の居住の可能性のある敷地境界外において年間50μGyを下回るようにする。</b></p> <p>【既許可安全審査資料（安全審査資料3 2022年3月11日「高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 蒸気発生器保管庫の保管対象物変更、外部遮蔽壁保管庫の共用化及び保管対象物変更の安全設計について）】</p> <p>外部遮蔽壁保管庫へ移動する保管物のコンクリート片等は表面線量が低く（0.001mSv/h以下）、既許可での外部遮蔽壁保管庫の遮蔽性能評価における評価条件（保管容器の表面が0.001mSv/hになる時の線源強度で建屋容量満杯状況で評価）を満足していることから変更はない。</p>	<p>保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力（容量）に変更が無いことから、主要構造の変更も無いため、管理区域の設定範囲の変更無し。</p> <p>その他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を変更する必要無し。</p>

高浜発電所3号炉及び4号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)  
 第 21 図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (添付書類八 第 7.1.1.1 図)



放射性廃棄物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。

<p>高浜発電所3号炉 設計可添付書類八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書】</p> <p>2. プラント配置</p> <p>2.5 建物及び構造物</p> <p>2.5.19 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上2階の建屋である。</p> <p>（途中省略）</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.4 固体廃棄物処理設備</p> <p>7.4.2 設計方針</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、使用済制御棒等の放射化された機器は、放射能の減衰を図るため使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>（途中省略）</p> <p>7.4.4 主要設備</p> <p>(15) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>本保管庫は、所要の遮蔽設計を行い、耐震Cクラスとして設計するとともに、準拠する法令、規格、基準を満足するよう設計する。</p> <p>本保管庫の平面図及び断面図を第7.4.3図に示す。</p>	<p>レストレイントの一時保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力（容量）に変更が無いことから、主要構造の変更無し。</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫は十分な保管余裕を有しているとともに、その他雑固体廃棄物はドラム缶等の容器に封入して外部遮蔽壁保管庫に保管することから、汚染拡大防止対策に変更無し。</p> <p>・保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</p> <p>・保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</p>
--	---



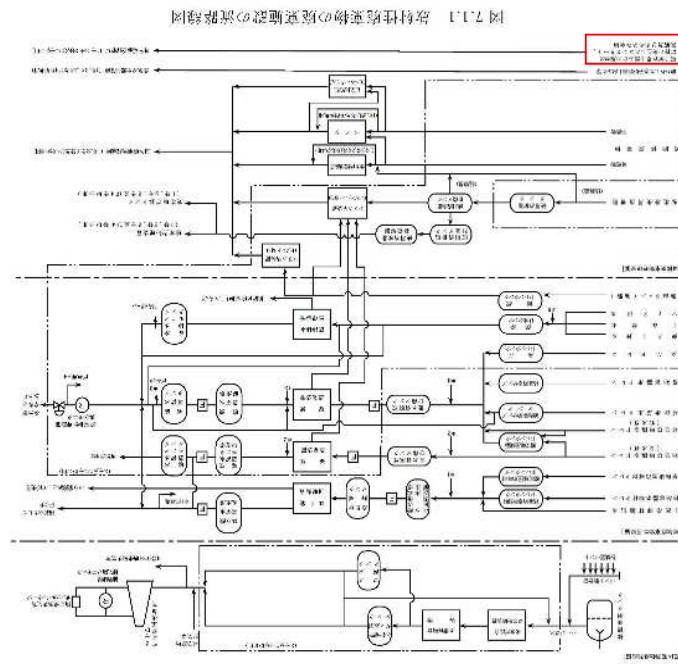
高浜発電所3号炉及び4号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)

第7.4.1表 固体廃棄物処理設備の設備仕様

(13) 外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)

面積	
1階	約2,400m <sup>2</sup>
2階	約2,400m <sup>2</sup>
型式	地上式鉄筋コンクリート造
保管対象物	外周コンクリート壁一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容器約8,300m <sup>3</sup>

第7.1.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図



レストレイントの一時保管に伴う既許可への影響確認結果

- 貯蔵能力 (容量) の設計に変更が無いことから、外部遮蔽壁保管庫の主要構造 (面積、型式) に変更無し。
- 保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。
- 外部遮蔽壁保管庫は十分な保管余裕を有しているため、貯蔵能力 (容量) に変更は無いことから、外部遮蔽壁保管庫の構造に変更無し。

- 保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。

第 7.4.3 図 外部遮蔽壁保管庫平面図・断面図

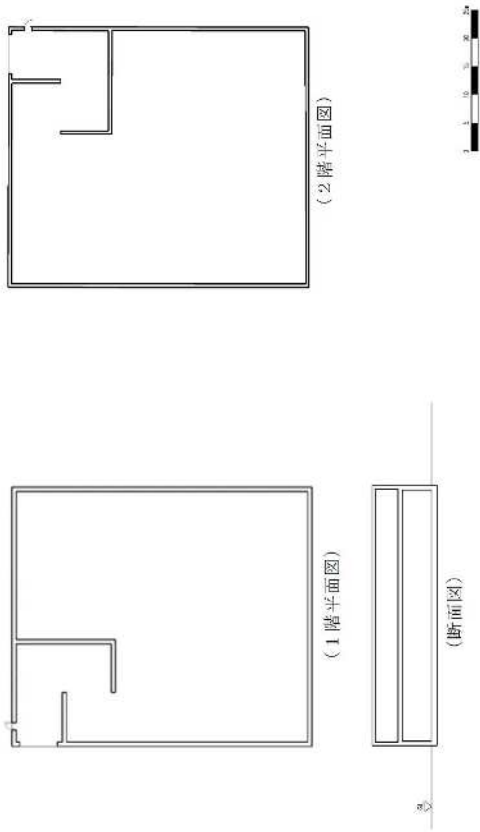


図 7.4.3 外部遮蔽壁保管庫平面図・断面図

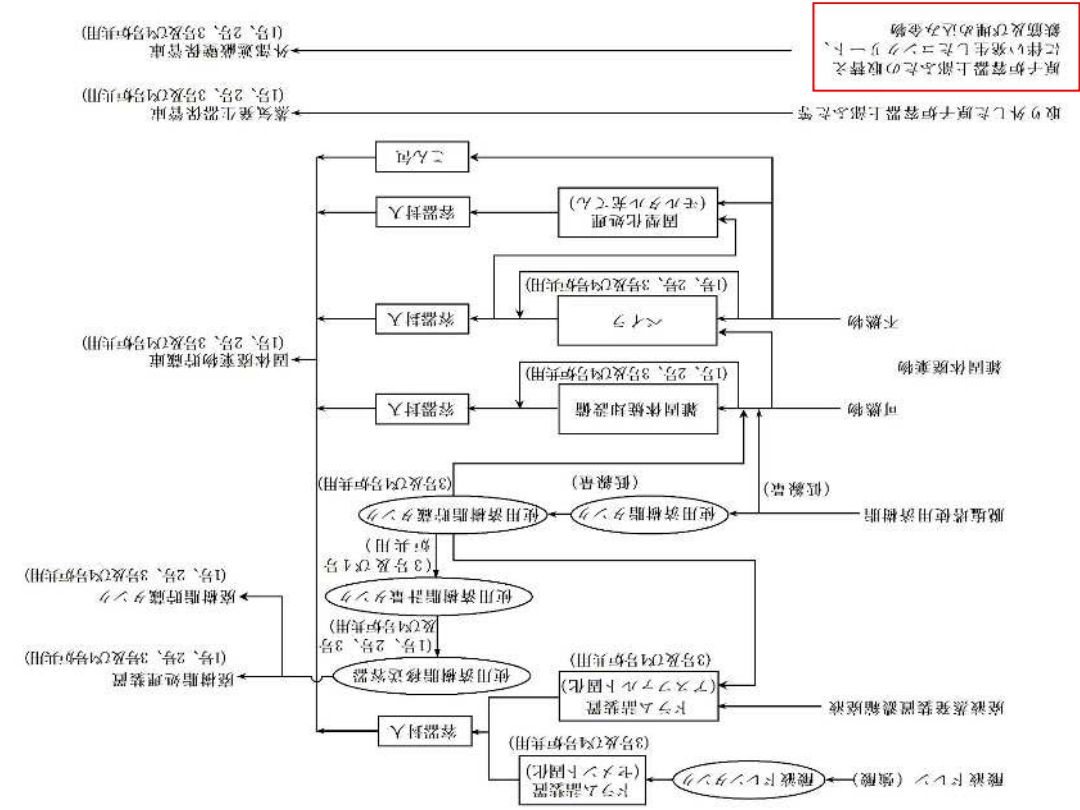
- ・貯蔵能力（容量）の設計に変更が無いことから、外部遮蔽壁保管庫の構造（平面図・断面図）に変更無し。

<p>高浜発電所3号炉及び4号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.3 遮蔽設備</p> <p>8.3.1 概要</p> <p>遮蔽設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び事故時において、発電所周辺の一般公衆及び発電所従業員の受ける線量を低減するもので、次のものから構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉1次遮蔽</li> <li>(2) 原子炉2次遮蔽</li> <li>(3) 外部遮蔽</li> <li>(4) 補助遮蔽</li> <li>(5) 燃料移送遮蔽</li> <li>(6) 中央制御室遮蔽</li> <li>(7) 一時的遮蔽</li> <li>(8) 緊急時対策所遮蔽</li> </ol> <p>8.3.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所周辺の一般公衆が受ける線量については、「<b>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示</b>」(以下「<b>線量限度等を定める告示</b>」という。)に定められた<b>周辺監視区域外の値より十分小さくなるようにする。また人の居住の可能性のある敷地境界外においては年間50μGyを超えないような遮蔽とする。</b></p> <p>(4) 遮蔽設計に当たり、放射線業務従事者等が立入場所において不必要な放射線被ばくを受けられないように、関係各場所への立入頻度、滞在時間等を考慮した上で、放射線業務従事者等受ける線量が十分安全に管理できるように、下記の遮蔽設計基準(1)を満足するように設計する。</p> <p>【既許可安全審査資料(安全審査資料3 2022年3月11日「高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 蒸気発生器保管庫の保管対象物変更、外部遮蔽壁保管庫の共用化及び保管対象物変更の安全設計について」)】</p> <p>外部遮蔽壁保管庫へ移動する保管物のコンクリート片等は表面線量が低く(0.001mSv/h以下)、既許可での外部遮蔽壁保管庫の遮蔽性能評価における評価条件(保管容器の表面が0.001mSv/hになる時の線源強度で建屋容量満杯状況で評価)を満足していることから変更はない。</p>	<p>レストレイントの一時保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <p>・その他雑固体廃棄物を保管する前には、既許可における遮蔽設計に影響を与えないよう、保管物の表面線量率や仕様等を確認し、適切に保管可否の判断を行うよう運用することから、既許可における外部遮蔽壁保管庫の遮蔽設計を変更する必要無し。</p>
---	--



<p>高浜発電所3号炉及び4号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>【高浜発電所3号炉 設置許可添付書類九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書】</p> <p>2. 放射線管理</p> <p>2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>2.1.1 管理区域</p> <p>炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量限度等を定める告示」という。)(第1条)に定められた値を超えるか又は超えるおそれのある区域は、すべて管理区域とし、管理区域の外側で1.3mSv/3ヶ月を超えないように管理する。</p> <p>実際には、部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して、原子炉格納施設、原子炉補助建屋の大部分、固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器保管庫、廃樹脂貯蔵室、固体廃棄物処理建屋、固体廃棄物固化処理建屋、廃樹脂処理建屋、使用済燃料輸送容器保管建屋等を管理区域とする。管理区域の範囲を第2.1.1図～第2.1.7図に示す。</p> <p>また、運用段階で、もしも一時的に上記管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある区域が生じた場合は、一時的な管理区域とする。</p> <p>(途中省略)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>放射性廃棄物廃棄施設的设计及び管理に際しては、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」を遵守するとともに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の<b>外部遮蔽壁保管庫</b>に貯蔵保管する。</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>気体廃棄物処理系統図、液体廃棄物処理系統図及び固体廃棄物処理系統図を、それぞれ第4.1.1図、第4.1.2図及び第4.1.3図に示す。</p>	<p>レストレイントの一時保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <p>・外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力(容量)に変更が無いことから、主要構造の変更も無いため、管理区域の設定範囲の変更無し。</p> <p>・保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</p>
--	---

<p>高浜発電所3号炉及び4号炉 既許可記載 (R4.12.21 許可版)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>平常運転時において、発生する固体廃棄物の発生源としては、廃液蒸発装置の濃縮廃液、酸液ドレン(強酸)、雑固体廃棄物(ウエス、金属、機材、使用済フィルタ等)及び脱塩塔使用済樹脂がある。</p> <p>(途中省略)</p> <p>なお、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止策を講じて、<b>外部遮蔽壁保管庫</b>に貯蔵保管する。また、取替えに伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容若しくは焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。また、3号炉及び4号炉で取り外した原子炉容器上部ふた2基等は蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、<b>外部遮蔽壁保管庫</b>に貯蔵保管する。</p> <p>また、脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵して放射能の減衰を図る。固体廃棄物貯蔵庫、蒸気発生器保管庫及び<b>外部遮蔽壁保管庫</b>は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	<p>レストレイントの一時保管に伴う既許可への影響確認結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</li> <li>保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。</li> <li>外部遮蔽壁保管庫の貯蔵能力(容量)に変更が無いことから、主要構造の変更も無いため、管理区域の設定範囲の変更無し。</li> </ul>
--	--



保管物の種類が限定されており、3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えにより発生した雑固体廃棄物を保管する設計となっていないことから、「並びにその他雑固体廃棄物」を追記。

蒸気発生器取替工事に伴い先行撤去する干渉物の外部遮蔽壁保管庫への保管について

蒸気発生器取替工事においては、作業安全の観点から輻輳作業を避けるため、一部の干渉物（レストレイント）を先行撤去し、その他雑固体廃棄物として外部遮蔽壁保管庫に一時的に保管し、新設の蒸気発生器保管庫設置後に当該蒸気発生器保管庫に運搬、保管する計画としている。

今回申請した設置変更許可申請の本文では、外部遮蔽壁保管庫の保管物を限定した記載としており、外部遮蔽壁保管庫に先行撤去した一部の干渉物（レストレイント）をその他雑固体廃棄物として一時的に保管できるよう、表 1 から表 3 のとおり、本文、添付書類八、添付書類九における関連箇所の記事を変更する。

表1 設置変更許可申請書(本文) 変更前後表

変更前は、既許可および今回の設置変更許可申請の内容を示す。黒字下線部は、今回の申請(2023年4月25日)での変更箇所。

変更前	変更後 (赤字下線部が追加変更箇所)
<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナークリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(略)</p> <p>蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナークリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(2号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p>	<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナークリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(略)</p> <p>蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナークリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに<u>その他</u>固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(2号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p>

<p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(略)</p> <p>蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(3号炉および4号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(略)</p> <p>蒸気発生器保管庫は、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器12基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p>	<p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(略)</p> <p>蒸気発生器保管庫は、1号炉及び2号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに<u>その他</u>固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(3号炉および4号炉)</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(i) 構造</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における、放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、<u>並びにその他</u>固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(略)</p> <p>蒸気発生器保管庫は、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器12基等、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた4基等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びに<u>その他</u>固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p>
---	--



<p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(1号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器等、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、並びに1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(2号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器等、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、並びに1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生した蒸気発生器等並びに3号炉及び4号炉の取り外した原子炉容器上部ふた等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>	<p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>ロ、放射性廃棄物の廃棄に関する事項</p> <p>(1号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器等、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、並びに1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(2号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、1号炉及び2号炉の取り外した蒸気発生器等、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふた等、並びに1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、並びに1号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管理 (略)</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い発生した蒸気発生器等並びに3号炉及び4号炉の取り外した原子炉容器上部ふた等は、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに<u>その他固体廃棄物</u>は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p>
---	--

表2 設置変更許可申請書 (添付書類八) 変更前後表  
 変更前は、既許可および今回の設置変更許可申請の内容を示す。黒字下線部は、今回の申請 (2023年4月25日) での変更箇所。  
 変更後は、赤字下線部が追加変更箇所

変更前	変更後 (赤字下線部が追加変更箇所)
<p>添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書 (1号炉)</p> <p>第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (添付資料八 第7.1図) (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等</p> <p>(略)</p> <p>第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.3 固体廃棄物処理設備</p> <p>7.3.2 設計方針</p> <p>固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>7.3.3 主要設備 (略)</p> <p>(13) 外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替</p>	<p>添付書類八 変更後における発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書 (1号炉)</p> <p>第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (添付資料八 第7.1図) (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等</p> <p>(略)</p> <p>第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>7.3 固体廃棄物処理設備</p> <p>7.3.2 設計方針</p> <p>固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>7.3.3 主要設備 (略)</p> <p>(13) 外部遮蔽壁保管庫 (1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)</p> <p>外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替</p>



<p>え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設) (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容器約8,300m<sup>3</sup></p> <p>(2号炉)</p> <p>第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図(添付資料八 第7.1図) (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>(略)</p> <p>第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.3 固体廃棄物処理設備 7.3.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート</p>	<p>え、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びにその他維固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設) (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びにその他維固体廃棄物の保管容器約8,300m<sup>3</sup></p> <p>(2号炉)</p> <p>第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図(添付資料八 第7.1図) (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>(略)</p> <p>第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.3 固体廃棄物処理設備 7.3.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート</p>
<p>え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設) (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容器約8,300m<sup>3</sup></p> <p>(2号炉)</p> <p>第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図(添付資料八 第7.1図) (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>(略)</p> <p>第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.3 固体廃棄物処理設備 7.3.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート</p>	<p>え、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びにその他維固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設) (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びにその他維固体廃棄物の保管容器約8,300m<sup>3</sup></p> <p>(2号炉)</p> <p>第18図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図(添付資料八 第7.1図) (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>(略)</p> <p>第7.1図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.3 固体廃棄物処理設備 7.3.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次の処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート</p>

<p>ト、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>7.3.3 主要設備 (略)</p> <p>(13) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容器約8,300m<sup>3</sup></p> <p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>第21図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図（添付資料八 第7.1.1図） 原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物 (略)</p> <p>図7.1.1 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.4 固体廃棄物処理設備 7.4.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次のような処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p>	<p>ト、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>7.3.3 主要設備 (略)</p> <p>(13) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びにその他維固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.3.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様 (略)</p> <p>(9)外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） (略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びにその他維固体廃棄物の保管容器約8,300m<sup>3</sup></p> <p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>第21図 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図（添付資料八 第7.1.1図） 原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びにその他維固体廃棄物 (略)</p> <p>図7.1.1 放射性廃棄物の廃棄施設の流路線図 (略)</p> <p>原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びにその他維固体廃棄物</p> <p>7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.4 固体廃棄物処理設備 7.4.2 設計方針 固体廃棄物処理設備の設計に際しては、放射線業務従事者の受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるように、次のような処理、貯蔵保管等を行うことができる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 固体廃棄物処理設備は、廃棄物の圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮する設計とする。</p> <p>上記の固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p>
---	--

<p>(略)</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫（3号及び4号炉共用）に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>7.4.4 主要設備</p> <p>(略)</p> <p>(15) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、並びに3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>(略)</p> <p>第7.4.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <p>(略)</p> <p>(13)外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）</p> <p>(略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等の保管容量約8,300m<sup>3</sup></p>	<p>(略)</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫（3号及び4号炉共用）に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びにその他維固体廃棄物は、汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>7.4.4 主要設備</p> <p>(略)</p> <p>(15) 外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 外部遮蔽壁保管庫は、1号炉及び2号炉の外周コンクリート壁一部撤去、1号炉の蒸気発生器の取替え、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びにその他維固体廃棄物を十分貯蔵保管する能力を有する。</p> <p>第7.4.1表 固体廃棄物処理設備の主要仕様</p> <p>(略)</p> <p>(13)外部遮蔽壁保管庫（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設）</p> <p>(略)</p> <p>保管対象物 外周コンクリート一部撤去、蒸気発生器の取替え及び原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等、並びにその他維固体廃棄物の保管容量約8,300m<sup>3</sup></p>
---	--

表3 設置変更許可申請書 (添付書類九) 変更前後表  
 変更前は、既許可および今回の設置変更許可申請の内容を示す。黒字下線部は、今回の申請 (2023年4月25日) での変更箇所。  
 変更後 (赤字下線部) が追加変更箇所

変更前	変更後 (赤字下線部) が追加変更箇所
添付書類九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書	添付書類九 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
(1号炉)	(1号炉)
4. 放射性廃棄物処理	4. 放射性廃棄物処理
4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方	4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方
(略)	(略)
発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。	発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。
また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。	また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。
(略)	(略)
4.4 固体廃棄物処理	4.4 固体廃棄物処理
4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量	4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量
(略)	(略)
固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量の実績等を考慮する。	固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量の実績等を考慮する。
(略)	(略)
なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替え及び撤去に伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。	なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替え及び撤去に伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。
4.4.2 保管管理	4.4.2 保管管理
ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。	ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。
また、取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。	また、取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。
(略)	(略)

<p>(2号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替え及び撤去に伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>	<p>(2号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去及び蒸気発生器の取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた1基及び減容したバーナブルポイズンは、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じるとともに、減容したバーナブルポイズンは、遮蔽機能を有する鋼製の保管容器に収納し、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物等は、汚染拡大防止対策を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替え及び撤去に伴い発生する雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、取り外した蒸気発生器3基等、原子炉容器上部ふた1基等及び減容したバーナブルポイズンは、蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p>
---	---



<p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量、先行炉の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、汚染拡大防止措置を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替えに伴い発生する固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容若しくは焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>第4.1.3図 固体廃棄物処理系統説明図</p> <p>原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物</p> <p>固体廃棄物</p>	<p>(3号炉及び4号炉)</p> <p>4. 放射性廃棄物処理</p> <p>4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方</p> <p>(略)</p> <p>発生したドラム詰め等固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに<u>その他</u>固体廃棄物は、所要の遮蔽設計を行った発電所内の外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.1 固体廃棄物の発生源とその発生量</p> <p>(略)</p> <p>固体廃棄物の発生量の推定に当たっては、放射性廃液の発生量、樹脂の使用量、先行炉の実績等を考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>なお、3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は必要に応じて汚染拡大防止対策を講じて、発電所内の蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに<u>その他</u>固体廃棄物は、汚染拡大防止措置を講じて、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。また、取替えに伴い発生する固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容若しくは焼却処理後ドラム詰め又はこん包を行う。</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>ドラム詰め、こん包等の措置を講じた固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉で取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、蒸気発生器保管庫(1号、2号、3号及び4号炉共用、既設)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器6基等は蒸気発生器保管庫(3号及び4号炉共用)に貯蔵保管する。3号炉及び4号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに<u>その他</u>固体廃棄物は、外部遮蔽壁保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>(略)</p> <p>第4.1.3図 固体廃棄物処理系統説明図</p> <p>原子炉容器上部ふたの取替えに伴い発生したコンクリート、鉄筋及び埋め込み金物、並びに<u>その他</u>固体廃棄物</p>
--	---